



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 産業廃棄物処理施設設置許可申請	資源循環推進課

告 示

長崎県告示第763号の2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請があったので、法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、その関係書類を公衆の縦覧に供する。

令和4年12月6日

長崎県知事 大石 賢吾

- 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
ハラサングョウ株式会社 代表取締役 原 隆
長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51番地2
- 施設の設置場所
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷字宮田1986番40（流動床1号炉）、1986番14外13筆（流動床2号炉）
- 施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号に掲げる廃プラスチック類の焼却施設
- 施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
- 申請年月日
令和3年11月24日
- 縦覧の場所、期間及び時間
 - 縦覧の場所
長崎県県民生活環境部資源循環推進課（長崎県長崎市尾上町3番1号）
長崎県県央振興局保健部衛生環境課（長崎県諫早市栄田町26番49号）
川棚町住民福祉課生活環境係（長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1）
 - 縦覧の期間及び時間
令和4年12月6日から令和5年1月5日までの午前9時から午後5時まで（県の休日を除く。）
- 意見書の提出
法第15条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに対象施設の種類及び設置場所、生活環境の保全上の見地からの意見の内容及びその理由並びに氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに所在地）を日本語で記載した意見書を、長崎県県民生活環境部資源循環推進課に提出することができる。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所